

近世山陰の飢饉に関する記録・聞書・実録類について

——災禍の記憶の記述と継承——

田中則雄
(島根大学法文学部)

摘要

近世の飢饉や一揆について記した資料は、それぞれ固有の執筆意図に基づいて制作されている。その事件や事態の特徴や本質を把握し、それを後世の人々に的確に伝えるための配慮がなされている。一方で、事実を淡々と記録するという態度に徹したものもある。また、災禍の記憶を継承しようとする意識が近代にまで続いたことが確認できる。以上のことについて、近世山陰の資料を通じて考察する。

キーワード…実録 近世小説 飢饉 一揆

一 飢饉等を記した資料の種々相、その執筆意図

近世の飢饉やそれに伴って起こった一揆について記した資料には種々の性質のものが含まれる。例えば、天保七年（一八三六）の出雲国能義郡における飢饉の状況について同郡飯生村の田中朝房なる人が記した『天保大凶作日記』¹は、

一 当申年春分時候不順に付、一統に作物手入、種々と心配仕候

得共、第一雨天勝に而諸作不熟仕候。

の一項より始まり、この年の春から翌八年一〇月にかけての天候不順、その影響による損耗、物価の高騰、民衆の飢渴、施粥の実態などを、直接の見聞や収集した情報に基づき書き連ねる。また伝聞によつたものについては、その出所を付記するよう努めている。甲斐国一揆の事については「京都祇園坊の咄しに承る」、また松江で七年末頃から乞食人が急増した事については「神白宮内義、松江中町佐藤喜八郎方に而承るよし、慥成る咄しに有之候」とする如くである。自身の所

感や評価を語ることなく淡々と記述している。この飢饉に関して知り得た事柄を先ずは記録しておくという、そのこと自体に目的を置いていたと解される。一方、第三節に後掲する出雲国大原郡大東町の木村小左衛門による『凶年記録』は、筆者自身が実見した惨状を中心に、言わば当事者としてその記憶を語っており、後の者たちへ教訓として残すものである旨を明記している。

飢饉や一揆の事を記述するにあたり、実録体の文章が採用される例も多々ある。但し先稿^②で取り上げた鳥取藩元文四年(一七三九)の一揆を記す『因伯民乱太平記』に見られるように、事件を実録化するのは、実説から乖離して全くの虚構物語に作り替えることを意味するのではない。筆者はその事件の特徴、発生した理由などを把握しようと努め、それを表出すべく人物の行動や会話等を描出していることに留意が必要である。

ある飢饉や一揆が史実としてどのようであったかを探究することが不可欠であることは言うまでもない。近年の研究成果である『松江市史 通史編4 (近世Ⅱ)』「第五章 村と浦の生業と産業の発展／第一節 村落社会の展開」(常松隆嗣執筆^③)では、天明三年(一七八三)出雲国における一揆の実態について考察がなされており、ここでは歴史文書はもとより実録体で記された『雲国民乱治政記』も活用されている。私見では、こうした史実探究という方向と同時に、かかる諸資料における執筆意図、即ち筆者が如何なる目的を意識して編述したのかを検討することが必要であると考えられる。それは、筆者がその事件を如何なるものであったと捉え、それをどのように後世へ継承しようとしたのかという問題である。

本稿ではかかる考察の端緒とすべく、山陰に伝存する資料を検討す

る。近世の飢饉に関する資料は全国に膨大に存する。また本稿に掲げる如きは山陰のもの全てをさえ尽くしていない。これを以て、この種の資料の標準あるいは典型などと言おうとするものではない。なお享保一七年(一七三二)、天明三年(一七八三)、天保七年(一八三六)、嘉永四年(一八五二)それぞれの事件に関する資料を扱うが、執筆意図のあり方を軸に整理しようとしたため、年代順に掲げることとなっていない。以下先ず、過去において一揆の徒が作成した哀訴の文章を掘り起こし、それを改編しつつ継承しようとした例を取り上げる。

二 哀訴の文章とその改編

『秘見録』(鳥取県立図書館蔵、写本一冊)は、天保七年(一八三六)四月に上阪遊が編述したものである。上阪は、この他に『管見録』(同館蔵、写本一冊)の著がある。事蹟の詳細は未詳であるが、『熊本経済録』(大村庄助著)に文政八年(一八二五)一〇月の跋を寄せ「因幡支封騎士」と称していることから、鳥取藩の支藩である若桜、鹿野の何れかに属した人であったと推測する。

自序に相当する冒頭の文に言う。――近頃一人の農夫から「むかし天祥大君御在世の間伯州の衆民騒動せし時の哀訴の文章」を見せられた。この訴文は、転倒誤字や整わぬ句など散見するが、最も問題であるのは、「匹夫至賤の身に在りて毫もそれ恐れをかへりみず、至尊の君上へ直に其疏を上りし一条」、即ち直接藩主に宛てて書いていることで、特に文中「以三非道之筋」(仕置被^レ成候事)云々とあるのは「直情告^(こっけ)訴の罪最悪むべ」きものである。以下に先ずその原文を載せ、更にそれを「近時の俗文」、「漢語に似せたる仮字文」にそれぞれ書き

替えたものを掲げると。なおここに言う騒動とは、天祥院（三代藩主池田吉泰）在位の享保一七年（一七三二）、飢渴により窮迫した一揆勢が伯耆国会見郡の坪上山に集結した事件のことである。

先ず、その「哀訴の文章」の原文とは以下のようなものであったとする。

乍恐百姓申上候口上一札

今度会见郡坪上山え取籠候事不_レ別儀。凡扶桑国之内過半年先年も御成凶年不_レ私天災、誰力不_レ知_レ是哉。因伯太守様之儀者無_レ御心付_一以_二非道之筋_一仕置被_レ成候事共難_レ尽_二筆紙_一。百姓憐愍之氣質者毛頭無_レ之、依_テ御貢例之通り忝_レ忝_レも無_レ御宥免_一御取立被_レ成手合、八月廿二月迄五ヶ月之内、諸奉行入替り種々以_レ術苦_一二_レ万民_一饑死も不_レ顧日々夜々彼是役所え引付糺明之度亘徹_一心肝。雖_レ有_レ願_一公辺_一恐_一非道筋_一自心隔臆誰_ニ力_一訴_レ苦哉。依_レ而百姓余_一困窮_一無_レ是非_一埋_一積雪_一。縦雖_レ有_二堅氷_一頓_一絶_一擲_一一命国土_一曝_レ骸野外_一凌_中嚴冬苦寒坪上山、誰_カ不便_一思召可_レ被_レ分哉。併_テ先年天之四郎恨_一長州守殿_一天草籠城例成事不_レ可_レ有_一諸願偏渴命御救可_レ被_レ下候者可_レ無_二寸毫恨_一。万端難_レ尽_二筆紙_一候。以上。

子ノ臘月 百姓面々

因伯太守公

上阪はこれを元に「近時の俗文」を作成した。先ず、原文が「因伯太守公」に直に宛てていたのを、「因州御柱石之御役人様方御閣下」と藩の重職者宛てに改めた。これは前記の意による処理である。しかし、藩側の冷酷理不尽に対する糾弾が緩められたのではない。上阪は、右の原文中、先年以來の凶作天災は誰も承知しているにもかかわらず、

殿様は御心付きなく非道之筋を以て仕置なさると難した点を不遜としたのであった。然るに「近時の俗文」では、その該当箇所は次のようになっている。

まして御国守様之御身に被_レ為_レ在候而は、古来よりは是を民父母と申来り候事故、常に下を御憐み物を御恵被_レ遊候事を以て其御職と被_レ為_レ成候義に御坐候得ば、何故万民が如_レ是困窮仕候事を其儘に御捨置可_レ被_レ遊候はん哉。……（故に古の仁君賢主たちは、かかる折には貢租を宥免してきた。）今恐多き御事に御坐候得共、御上様えは御両国を御領し被_レ遊候而御富貴を御極め被_レ為_レ遊候に付、一向下情には御通_レ不_レ被_レ遊。依_レ之今時如_レ是孰れも難_レ至極仕候様子を毛頭御存知不_レ被_レ為_レ遊候に哉。

ここでは、元来為政者とはかくあるべしということをもしる縷説した上で、原文では「無_レ御心付_一」と漠然とした表現であったのを、「下情」（民衆が）孰れも難_レ至極仕候様子を殿様は「毛頭御存知」な

いと改め、即ち現場を知らないという点を一層鋭く指摘したのである。もう一種の文は「漢語に似せたる仮字文」と称しているが、漢文調という意味ではなく、例えば次の一節に『詩（詩経）』大雅所収「烝民」の詩から、周の宣王に仕えた仲山甫が王の足らざるをよく補ったという故事を引くことなどを指している。そしてこの文も「因州棟梁の御大臣以下郡大吏閣下」宛てとしたが、恰もその人々に向けて言う。

若柱石の御大臣をして仲山甫補闕の美を矜_{（おのづか）}み式_{（しき）}給ふの人あらしめば、いかにぞかく黙々として御衣の御綻闕を補綴_{（おほひ）}し給はざるべき。しかるにたゞ其事なきのみならず、かゝる凶年をは審に知りながら毫末も其租を減ぜずして非常年の如くこれを収めしめ給はんと欲して、今茲八月より本月にいたる迄有_{（か）}司_{（か）}の輩更_{（か）}る_{（か）}に來

りて日夜衆民を其廳に招きあつめ、而して後其猛威と詐術とを以てこれを責ること至らざる所なし。

重職者たちが、現場の窮状を汲み上げて殿様に達しその足らざるを輔佐す(御衣の御縫闕を補綴す)べきところ、これが全く機能していないというのである。

先に触れた自序に相当する文の末尾に言う。

衆民が其困難にたへずして止むことを得ず哀訴せる文なる故、若し強て国悪を諱んとするときは其衷情を悉すこと能はず。こゝを以て姑く思ひ出るまゝ、につらね置たる也。是其意後の君子をして見て以て鑑戒の一助となさしめんと欲するのみ。

上阪は哀訴の原文を載録し、且つそれに手を加えた二種の文を収めた。これを編述した天保七年は正に飢饉が深刻化しようとしていた時期である。そこから約百年前の事件を顧みたま時、為政者の認識が現場の实情から乖離していること、殊に中に立つ者の機能不全という問題が見えてきたのであり、このことを書き留めておかねばならぬという認識に動かされたものであったと解される。

三 当事者としての語りと継承

『凶年記録』は、出雲国大原郡大東町の木村家に伝存した資料である。⁴天保七年(一八三六)の飢饉の実記を、先代の小左衛門(安信)が玄米に灰を混ぜて収めた紙袋の上に認めていた。これを現小左衛門(孝之)が明治二年(一八八八)九月に発見し、書写し直したのであるとする。

前記飢饉ノ実況ヲ亡父小左衛門安信若年ノ頃祐三郎ト云ノ筆記ニテ、其時ノ

玄米ヲ灰ニ交ゼ紙袋ニ入テ永ク保存シテ、飢饉ノ恐敷莫実亦子孫驕奢ノ心ヲ戒メント教訓ノ為、則米袋ニ詳記シ土蔵ノ梁ノ上ニ囲

アルヲ、知ラズシテ今発見シ、已ニ星霜五拾余年ヲ経過シテ玄米散佚シテ式拾粒ヲ存ス。紙袋ハ紙虫ノタメニ字ヲ減ズル所アリ。是ヲ謄写シテ亡父之厚恩ヲ子孫ニ遺示スル云爾。

明治二十一年九月十日 木村小左衛門孝之

但し後掲するように、現小左衛門は、この転写のみにとどまらず、天保七年飢饉に関する自身執筆の文章をも新たに収録し、改めて全体を一つの書に纏め直したのである。

先代による筆記とは、おおよそ次のような内容であった。先ず、

天保七年申歳者前代未聞ノ凶年ニテ、夏中冷氣強ク帷子ヲ着シ候様之暖氣無^レ之、続テ雨天勝、追々米穀高直ニ相成、……

そして翌八年にかけて麦、大豆、小豆なども著しく高騰し、施粥も行われたが、その難洪は「誠以言語ニ絶シ候仕合」であった。よって子孫に米穀金銭の大切なる事、備蓄の不可欠なる事を諭すとする。また、「誠以恐敷、日々数百人ノ乞食大戸口ニテ相嘆候声耳ニ残りテ苦々敷」、「猶又内々ニテ家蔵毛窺ヒ候盗人ハ世渡ノ表向ノ様ニ相成、押入強盗人命ヲ失ヒ候事大分有^レ之」と、これらを自分が実際に聞いたことと見たこととして記述している。

現小左衛門はこれを受けて、新たに自身の見聞と経験に基づく文章を著した。その最初に「先年大飢饉聞書」という見出しのもと、「余ガ若年ノ頃古老人ニ尋テ聞シ儘ヲ記載ス」として、近世の飢饉について遡って記す。その一は延宝三年(一六七五)の飢饉で、これについては簡略にしか知り得なかつたとする。

一 延宝三寅年大飢饉、餓死夥シク、米価壹升ニ付銀壹匁四分

当今錢三直シ。九十八文位カ。 其他申伝不詳。是ヨリ以前ノ凶荒ハ申伝不詳。

その二は享保一七年（一七三二）の飢饉。「夏土用中ヨリ蝗虫生ジテ、七月中旬俄ニ田面枯色トナル当年人民蝗難ノ防方ヲ知ラザルヨリ斯ル凶荒アルト申伝フ。 別シテ山陰道国々大飢饉ノヨシ」とする。即ち前節に掲げた『秘見録』に記していた飢饉のことである。その惨状、「当町内モ翌春ニ至リテハ昼モ戸ヲメメテ居ル位ナリ」、「餓死多ク亦疫病流行シテ死人夥」しく、「古今稀ナル大飢饉ナリシト申伝ナリ」とする。その三は天明三年（一七八三）の飢饉。雨天冷氣により著しい不作となり、

依テ秋ノ頃ヨリ人氣騒シク、夜分ハ山上ニテ火ヲ焼キ、亦乞食ニ出ヨトテ町内家々ノ戸ヲ叩キ、兼テ意趣アル家へ乱妨シ、翌辰ノ春ニ至リテマス／＼物騒、盜賊多ク、飯石郡神門郡ニテハ郡吏ノ宅へ乱妨藉人心不穩支ナリト。

と、即ち次節に掲げる『雲国民乱治政記』に記す飯石郡神門郡の一揆にも言及している。⁵⁾

続いて天保七年（一八三六）の飢饉について記すが、これは「予ガ拾壹歳ノ時ニテ、其時ノ嘆泣ノ声今ニ忘レガタシ。惨状ヲ見タル概略ヲ筆記シ、亡父ノ飢饉之事実ヲ記セシニ洩タルヲ補ヒ是を拾遺トスル」、即ち前掲した先代の文章に続こうとしたものである。さてこの年は収穫の時季になって不作と分かり、「農家驚人タル困難」となった。

申年（天保七年）冬ヨリ乞食人夥數、当所ニテモ毎日百余人来リテ、貧窮者ハ顔色衰弱、亦強盜窃盜放火、別シテ田畑ニアル食物ヲ取荒シ發覺シテモ恥ル色ナシ。……農人ハ素ヨリ商人モ工業人モ僧侶神職迄昼夜持ギ、山野ニアル草ノ根木ノ皮全実魚漁海草等、何ニヨラズ食用ニ取入露命ヲ繋ギ働ク者夥數、早朝ヨリ山野

ヲ走り、夕方ニ至リ何百人ト群ヲナシテ我家ニ帰ル。其惨状思ヒヤル可シ。殊ニ極窮ノ鰥寡孤独ノ者ハ乞食ヲ主トスルモ食料乏シキ故、瘦衰ヒ或ハ腫レ青キ顔色ト成、杖ニスガリ食ヲ乞歩行。亦青菜ヲ食ヒ道路に放捨タル魚ノ骨ヲカミ糠団子菓餅を喰。実ニ食料ノ戦争トモ云ベシ。

施粥も行われたが、「早朝ヨリ配当スルニ、前夜半頃ヨリ待兼戸口ニ来リ待居ル者多シ」という様であった。これらは一歳の時「惨状ヲ見タル概略」であるとされるが、実際には直接見た内容に加え、後に家族等から聞いた事柄も混在している可能性はある。但し筆者が、この天保七年飢饉に関しては、惨状を實見した人」という立場で述べようとしていることは押さえておかなければならない。ここでは、飢渴に苦しむ人々の嘆泣の声や身体衰弱の状態、振る舞いなどが、自身の記憶として描写されている。なお筆者はこれに併せて、松江日報、明治二年（一八九三）七月一五日报所収「天保七年飢饉の惨状附り本年当地米作ノ予想」という、松江の住と思しき人物がこの飢饉について回想して記した文章をも書写収録している。筆者は、先代の文章を「飢饉ノ実況」「飢饉之事実ヲ記セシ」と称し、これに触発されて本書を編集した。実際に災禍を経験した者はその記憶を文字に残し後世に伝えるべきであるという強い意識が存したことが見て取れる。

四 実録体の文章による表出（一）

『雲国民乱治政記』は、出雲市大津町の森広家に伝存した資料である。⁶⁾冒頭の一節は一般論を語るようでありながら、この書全体の摘要にもなっている。

近世山陰の飢饉に関する記録・聞書・実録類について——災禍の記憶の記述と継承——（田中則雄）

それ非道なる者も運つよければ災ひなく、時の威光をいたゞいて万人をなびかせけれども、奢につのりて神明のいかりを受、後果して衰ふる。たゞ正直にして何をか恐るべきにあらず。しかし時の品によつて災ひを得る事もあれども、自然と晴る、日月の恵をうけて、一旦は乱るゝとも治る。其例数多ある事也。

これは即ち本文に言う、天明三年(一七八三)正月一日(実際は一九日)、飯石郡三刀屋町の宮内屋市兵衛、神門郡大津町の森広源兵衛が、私欲を恣にしたとて地元民の怨嗟の的となり同日同夜に打ち毀しに遭つたことと、また神門郡の騒動に関して、森広幾太が徒党を先導したと無実の罪を着せられ禁獄されるも終に潔白が認められたことを指している。

この書は、章段の題も「……之事」の如く記し、会話や心中描写などを取り入れた文章となっており、全体に実録の形態を有している。先行研究においては、読み物風、物語的などと評され、この事件を史実として追究するには、かかる言わば文学的記述の部分は相容れないとする見地が前提とされている。『出雲の歴史』『波乱の藩政』(藤沢秀晴執筆⁸⁾)では、本書に描かれる森広幾太の行動は虚構されたものであり、真相とは分けて考えるべきである旨が述べられている。また『出雲市大津町史』「Ⅲ 近世／＼藩政下の農民／＼(四) 飢饉と百姓騒動」(石塚尊俊執筆⁹⁾)では、本書を「読み物であり、講談でさえある」とし、非現実的な表現があることを挙げつつ、「その随所にちりばめられているフィクションないし極端な修飾の蔭には、やはり史実がおかれていないとはいえない」と述べ、事件の日時、経緯など個々の情報については実と認めてよいものもあるとしている。要するに、文学的記述と史実とは峻別されるべしとする見解である。私見では、

かかる文学的記述は、全くの空想によるものではなく、史実、あるいは当時関係者とその周辺において語られていた言説に依拠しつつ、これに対する筆者の解釈を表すために設けられた可能性が高く、そうした観点からの再評価が必要であると考えられる¹⁰⁾。

まず本書において最も際立つ非現実的表現とされる異人の出現と徒党先導のことについて掲げる。三刀屋の騒動は、「飯石郡村々において異人頭れ出、百性をさそひ出す」によつて起こつたとする。この異人は「其人体世の常ならず。身の長六尺四五寸計り有て、頭にけうなる帽子をかぶり、八の字の一寸紋付たる黒ちりめんの羽織を着し、かんじきをはき、大き成鉾をたづさへ」ていた。宮内屋市兵衛宅の破却を先導した後、「某は応神と云て、住所定かならず。尤重て我に對面せんと思はゞ八幡へ来れ」と言い残し、「俄に光り物に成、天にとどろき地にひゞき、東をさして飛去」つた。そして同日同夜神門郡大津町にも現れ、諸人を誘つて忽ち徒党をなしたという。後述する通り、本書に描かれる事件の大枠はあくまでも実説に拠つていと見られる。然るに一方でかかる荒唐無稽とも言うべきことを記す理由は何であらうか。考え得ることの1は、本書後半部分で書かれる、徒党の発頭を割り出そうと松江藩が厳しい詮議を行ったこととの関係である。発頭の正体は知る由もないと、改めて主張しようとしたということである¹¹⁾。しかしそののみではあるまい。この書の筆者は、三刀屋では一万五六千人、大津では二万人余の大集団が形成されたとしつつ、何れもこの人数が終始統制の保たれた動き方をしたことを再三強調している。先ず三刀屋の一団について、広範囲から多人数が一気に集結したことを言う。

当郡は三拾ヶ村余、東西の行程六里計りも有べき所、正月十八日

の四ツ時より此異人出現して、暮六ツ時に雲霞の大勢諸方より一時に集る事、神変なればこそ、いかでか人間業に成べき事にあらず。

また重ねて「数万人之者一時に寄集る事、万々不思議千万と、其頃遠近にて此沙汰のみ也」とも述べている。そして集結後も一団は動きが乱れなかつたという。

(村ごと)に各自の旗のもとに集合したが、一村々々入替り、徒党の人数不紛一ちいたしけり。

(人々は)一村充一備に成たるが、其程はしらねども、一人も洩しなく一致したると云事、不思議也。

ここで言う一団の総数には誇張があると思われるが、極めて多人数であったことは確かであり、これが斉一な動き方をしたことに注目し、「神変」「不思議」と捉えた。そこに、異人出現先導説が生じたと推測する。また、

其時世上の風聞には、徒党の人数一所に集たる時、彼異人雷の鳴がごとき大声を上げて右の趣(隊列を整える手順)を云聞せられし所、其声谷にひびきそねを越て人々耳の根にていふごとく、

一万余の人数余さずもらさず一時に聞届たると云。

これも即ち、指令周知の迅速と正確ということへの注目から、異人の仕業とする説を唱えたものと考え得る。

大津の騒動に関しても、郡の規模からすれば、これだけの人数が一気に集結することは普通あり得ないとし、異人出現のことを言う。

(神門郡は)誠に当国一の大郡也。……百性等掌を合せて私に徒党する事思ひ立といへ共、人心は千差万別、たとへ数日をへる共容易に揃ふべき事にあらず。然処天明三年卯正月廿八日、与風異

人出現有る。其人体骨柄、飯石郡発頭に相替らず。また言う。

扱又不思議や、右の異人至らぬ里もなく、誠に山谷の一ツ家も同心せざると云事なし。銘々手道具たづさへかけ来る事数しれず。これは先の三刀屋の騒動と同様、指令周知の迅速と正確を言おうとしたものと解される。

更に筆者が注目している事柄がもう一点ある。

また不思議成事は、両郡の百性等申合せずして、此騒動同日と云時刻も違はず両人之者を破却に及し事、偏に天変とこそしられけり。

二つの騒動が同時に発生したことも不思議、天変と捉えた。異人出現先導説は事件当時から周辺の人々の間で語られていたものか、あるいは筆者が執筆の段階で独自に設定したものかは知り得ない。ただ掲げた如き両騒動における集団の行動のあり方に関しては、当初から人々の間で言われていたであろうと推測する。

続いて後半を成すのは、大津の森広幾太の受難に関する話である。大津に集結した一団が、この機会に松江城下へ詰め掛け窮迫の実情を強訴しようとのことで一致し、愁訴の状を認めた。森広幾太は、「正直秀才にして尤仁心深き人柄」で、先年郡役を退き帯刀も許された者であった。幾太はこのことを知り、御公儀を敬い重んじ、且つ彼等は強訴に出れば結局咎めに遭うことになるかと憂え、使いを送り、これを思い止まり自宅で相談しようと思き掛けた。一団はこれを容れず、森広源兵衛宅を破却しその勢いに乗り松江へ向けて出発した。然るに神立橋まで来ると、幾太の取り計らいで橋板が外されており、一団はここで幾太の志に改めて思いを遣り、彼の宅へ向かった。

幾太少しもさ(は)がずしづくと玄関に立出申けるは、「今度百性中徒党有て一統困窮之趣御上へ願之筋強訴可有との相談之由略承り及ぶ。併殿様御在国之折がらと云、御城下へ押寄立さはがば、是非を論ぜず如何成御咎めも計りがたければ、百性中願之趣某聞届け候上、手前一人惣代として出府致し、一身に替て愁訴をいたし見也。此義如何」と申ければ、

これに対して一団の側は、かく御懇情をお示し下さる上は貴殿に託したいと応じ、かねて用意していた愁訴の状を渡した。幾太はこれを受け取り、急ぎ松江へと向かった。早速御用所へ赴き嘆願したが、役人はこれを越訴であるとし、「何分立帰り、郡役人共と相談を遂、其上にて郡奉行所へ願出べし」、順序を踏めと叱責して帰宅させた。

その後塩冶村の評定所でこの度の徒党の発頭を割り出さんと詮議が行われ、大津の瓦師林蔵なる者が苛烈な拷問に遭い、胡乱なことを申し述べた。

(林蔵)「郡中の百性難義に付、是非なく掌を合郡中一統し松江表へ詰懸願を遂なば下のくつろぎと成品も有べしと兼々申居候得共、誰在て先達して是を催す者も無御座候処、森広幾太殿被(仰)下には、「百性中徒党して我方え来れかし。願を達して得させん」との義。百性等是幸の事と思ひ、大勢集り、先日今市大津へ出懸候処、則幾大使を以我宅え相まねき、兼而申されたる事なれば、何角相談示し合せ、直様松江へ参られ候由。依之今度発頭は幾太殿と、先頃横目衆え申たる義は如斯」と申上る。

役人は「成程先頃御用所へ罷出たる事、本道の事ならば、郡役人中へ相談もなく容易に出府する幾太(に)あらず。林蔵が白状と符合して、何共幾太が心底疑はし」と決め付けた。かくして幾太は濡れ衣を着せ

られたのであった―これが筆者の解釈である。幾太は捕縛されて松江へ送られ禁獄の身となる。続いて牢舎の環境の劣悪、それにより彼が衰弱病臥していったことが詳しく描写される。また松江城下の人々が彼の無実を知っていて、「何卒早く御免」と祈ったこと、面識の無い松江の町人が面会に訪れ、菓子を差し入れ涙を流しつつ力を付けたことが記される。かくて翌天明四年正月八日、年頭慶賀の行われた折、御菩提所月照寺の住職が太守松平治郷に、幾太の無実による禁獄いたわしき儀を言上した。太守は「それはすきと不存事也。其趣ならば役人共へ申付べし」との仰せ、幾太は「畢竟国中の騒ぎをしづめ強訴を止めたる段、御感の余り、却て神妙之筋に被為思召」、赦免されたとする。

幾太の松江出府について他の資料ではどのように記しているか。『天明三癸卯凶作一途』¹²⁾は、最初に、明和・安永・天明期(一七六〇〜八〇年代)における松江藩御立派の政策や農村の窮乏疲弊の事を記し、続いて天明三年正月四五日頃から銭を乞う者たちが大勢郷町に現れたことを言い、大津の騒動について言及する。全体淡々とした事柄の記述のみであり、実録体の文章ではない。その中に次の一節がある。

凡式千人計も大津町へ押寄、森広屋源兵衛家を研、夫今森広幾太家へ押寄、「郷中難儀を被_レ仰立_レ被_レ下候得。無_レ左は押潰し可_レ申」と申由に而、幾太は直に出立、出府有_レ之。

ここでは、一団が幾太宅へ押し寄せ、威嚇を伴いつつ藩への直訴を要請し、幾太がこれを受け入れたとしており、彼の対応は全く以て消極的である。なお幾太に関する事はこれのみで、入牢、赦免については触れない。大津の騒動について「委敷事は別巻にしるし置候也」とも述べている。もしこれが『雲国民乱治政記』のことを指すのであれば

ば、同書は幾太の行動に関して大幅な仮構を設けたことになる。しかし『天明三癸卯凶作一途』から直接『雲国民乱治政記』が作られたとは解し難い。それは、次掲の如く、『雲国民乱治政記』により接近した記述内容を有するものがあるからである。

『恐惶語伝帳 堪忍帳』は、前表紙に「天明三年 卯正月」（即ち騒動のあった月）と記すものの、それ以降の記事も含まれることから、一旦成った後に書き入れた部分もあると見られる。筆者名は記されないが、この騒動の事情を直接知る者であったと思われる。なおこの書は、この時の拷問が苛烈であったことを記して、腹立つとも人を傷めず御公儀様を敬い「ととふの騒動のと申事いたす事に無_レ之候。此子細を申書印置事は、以来つゝしむための事なり」とする。後代の者に徒党騒動の企てを誡めるといふ目的のもと、自身の知る事柄を端的に記述したものである。その中で、徒党の発頭を詮議する拷問において、大量の水を飲ませ腹を押したことを書いているのは、『雲国民乱治政記』の記述と近似する。また、

此時ふしぎなる事には、飯石郡宮内市兵衛家宅を一つ夜にいため申候。また安来さ、屋^②を家をいため、三軒一つ夜にいため申候。

と、ここでは安来の事件のことも加えるが、同時発生という点への注目を述べている。そして森広幾太の受難についても言及する。

森広幾太殿は騒動之夜に大勢之中へ向て、「願之筋有_レ之は是へ差出せ。明早朝には直に願に参相叶候様いたし候間、左様に心得」と申候而、願に被_レ参申候。是等不調法に相成。元来御公儀合格式ちやうだいたし小算用格に而居ながら百姓之方に相成候儀、到而ちじよく相成、いたわしく入るう被_レ致候。余り公儀を心易思ふ故也。大津メとがにん拾人計、内大津に而森広幾太、三之助

二人入ろういたし候。武志四人、内式人私人に成、内こん屋弥七、年寄藤左衛門二人入ろう致候。森広幾太殿、二月の頃気色劣して御公儀令御返し被_レ成候。残三人者供は追放被_レ成候。辰の二月也。右引用の後半部に言う捕縛入牢の事について、『雲国民乱治政記』では、大津にて一人捕縛、内森広幾太、三之助入牢、武志にて五人捕縛、内紺屋新五郎、年寄藤左衛門入牢としており、ほぼ合致する。またここで幾太の動向に関して、彼の方が一団に呼び掛け藩への直訴を引き受け即座に赴いたこと、然るにそれが失敗に終わったこと、入牢させられたこと、牢内で健康を害したこと、ほぼ一年後の辰（翌四年）二月に解放されたことを記す。『雲国民乱治政記』の記述は基本的にこの大枠と合致する。

また手銭家（島根県出雲市大社町。松江藩の本陣を務めるなど近世出雲における有力商家の一）の歴代当主による記録『萬日記』に当事件に関する記述が存することを、小林准士氏より教示された。即ち、「（天明三年）正月十九日夜、大津森広屋源兵衛殿方へ大勢押寄せ、家内之道具戸障子打打めぎ、見当る処之帳面等をやぶり申候」、山口屋へも行ったが、この家では「色々と機嫌を御取、上下など着し断有之故、めぎ不申候」と免れた。そして「森広幾太殿方へも参候処、幾太殿より大勢へ打向ひ断、其上即刻馬に乗、「百姓中願之筋申叶へ可遣」と有之御出府候」と、幾太の方から出府の事を言ったとする。後に松江藩による吟味が行われ、「大津瓦屋ども之内林蔵と申者令御責之上にて、森広幾太殿御指図と申、夫令追々御吟味、幾太殿手代をも松江へ御引。其外瓦屋ども、武志之年令藤左衛門彼是と大勢御吟味有之、畢竟幾太殿御指図に致落着候と相聞」とするのは、『雲国民乱治政記』が瓦師林蔵の供述によって幾太が捕縛されたとすると合致する。

以上より推測できるのは、『雲国民乱治政記』が『恐惶語伝帳 堪忍帳』『萬日記』に見られる如き言説を基とした上で、そこに自身の解釈や評価を加えたということである。即ち『雲国民乱治政記』では、幾太が直訴を引き受けたのは、結束し高揚の極みにある一団を前にして、ここは自分が出る以外に事を回避する道は無いと判断したからであつたと解した。幾太は藩の役人を前にして次のように述べたとする。

「私一身に替ても愁訴を遂げ可_レ遣と不_レ申候ては、式万人余の百性共中々たやすく引取不_レ申、無_レ拗如_レ斯之仕合に御座候。是非願之趣御評定の上御宥免不_レ被_レ下候ては、郡中百性共え申訳無_レ御座、益騒動に及候程も難_レ計御座候。」

かく幾太の切迫とその真意を描くことで、これに続く牢舎の環境の劣悪、衰弱病臥による哀れと筋の通る叙述となる。

なお先に掲げた『恐惶語伝帳 堪忍帳』では、幾太の身分のことに言及していた。前掲『出雲市大津町史』では、幾太と松江藩との関係について詳しく考証している。彼は長年郡の統治に尽力しつつ藩の資金調達にも協力し、明和三年(一七六六)末頃の時点では、御目見、小算用格、御勝手方支配、名字帯刀御免という武士並みの待遇を得ていたが、翌四年、御立派の改革の断行により、これまで付与されていた種々の権益を尽く召し上げられ、重用も停止されたとする。いまこれに補足すると、『乍恐御内々御嘆申上口上之覚』¹⁵⁾と称する幾太による書が存する。藩から種々の約束を反故にされ、改革が成れば手当すると言われたものの、「其後何之御沙汰も無御座」、かく放置されて「重々恐入迷惑至極仕候。右之仕合に而罷在候に付、乍恐御嘆申上候」と結んでいる。藩の重職者に向けて認めたものの写しかと推測する。

末尾に「寅十一月」とあるのは天明二年(一七八二)十一月、即ち事件の二カ月前である。要するに彼は、藩との関係がこのように冷えていたにもかかわらず出府した。この点から『恐惶語伝帳 堪忍帳』は、入牢は「いたわしく」としつつ、「余り公儀を心易思ふ故也」としたのである。これと対比してみると、『雲国民乱治政記』の独自の観点が見えてくる。筆者は幾太に近い者であつたと推測され、従つてこの時点での彼の実情を知っていたと思われる。御用所の役人に斥けられた後、家老の三谷権太夫を訪ね「御内談申上候処、是又格別成仰もなき故、力およばず」立ち帰つたと記すのは、最早藩において彼は重く見られていなかったことを表そうとしたものと理解できる。その上で、それでも出府せざるを得ないと決断するような状況にこの時彼は置かれたのであつた、と捉えたのである。

筆者は、この一連の事件の中から、非常の場で表れる集団の行動や心理の特徴、またかかる結束高揚した人々に対処することに潜む困難というものを読み取つた。実録体の文章が選び取られたのは、これを表出するに最も適するとの判断が働いた結果であつたと解する。¹⁶⁾

五 実録体の文章による表出(二)

『太平茶話』は、熊谷子貞(寛政一二年(一八〇〇)―文久三年(一八六三))の著である。子貞は、気多郡鹿野(現鳥取市鹿野町)で、父道伸の開いた私塾を再興発展させ郷校修道館を建てたことで知られる。書名からは随想の如きものを想像するが、ここで採用されているのは、以下掲げる通り、実録体の文章である。

嘉永三年(一八五〇)秋からの飢饉により、翌四年四月二十七日、因

幡国高草郡六カ村の約七百人が気多郡鹿野へと押し寄せ、この地の集団と合流して約八百人に膨れ上がり、掠奪狼藉を始めた。郡吏が出て説得し、彼等は一旦服して退却したかに見えた。しかし未だ約四百人が残留し、伯耆国河村郡の一団との合体を図りつつ、また末用村の鬼入道きりゅうどうという所に集結した約百人とも合流しようとし合わせていた。家々では「戸を鎖し門を固め」たが、夕刻になって徒党の者共は「連綿とうちつゞきおりく時の声を作りて」町内へ乱入し、戸を打ち叩いて「早々草鞋を出せよ」と叫び立てた。然るにこの危機を救ったのは「郷中の若者共」の働きであったという。彼等は役人たちと連携しつつ山根町という所に集まり、ここで防ぎ止める手配りをして待ち受けた。

時に徒党の先手の者此処を通らむと進み来るを、待設し亘なれば、若者ども是を押留め申けるは、「籠飯を進め申度候へば、暫時此所に休足致されよ」と懇に申述、山根町南の方往来自由ならざる処を見立足を誘ひ行、跡分追々に来る輩を皆この処に連帰り、凡四百人余のものを一人も漏さず同所にあつめ置。

先ずはこうして一団の移動を封じた。一方で役人たちは、同所に臨時の役所を構えて嚴重に警備した。そして若者共と協力して剛柔相伴う策に出た。

是に於て郡吏の下知を伝へ若者并に郷中強壯の族を撰み、都合二百五十人計を二隊に分ち徒党人を中に取囲、南北の両口を差固め無用の者の出入を禁じ而、郷中の豪農富民の者ども夥しく握飯を運びきたらせ十分は是を与へ厚くもてなし、郷中の若者共兼ねて貯へたる処の立派の灯挑二百張計り手毎に携徒党人の八方を照し、市中は戸毎に灯籠を軒に掲げ家々非常を警めしありさまは、

誠に希代の騒動なり。

若者共は前面に出て対峙したのである。それでも一団は抗おうとした。斯て夜も三更の比と覚しき内、徒党のともがら南北の固を押破らむとて俄に鬨を作りて散乱し無体に通らんと頻に揉立といへども、兼て期したる亘なれば、若者共死力を尽して一人も洩さじと防御の術を尽しける故、徒党の人数是が為に喰止られ困を遁れ出る能はず、終に再押戻されける。

筆者はこれを、「此時若者共の挙動甚強壯なりし故、徒党人恐怖の志生じ勇氣摧けし」と評している。かくして鎮静した後、大庄屋の稲富幸三郎、池原善九郎が対話に出た。

兩人群り居る徒党の中に分入顔色を和げて申けるは、「汝等定て願の筋も有べきならば、其趣意包まず申べし。如何体の亘にもせよ、我等兩人汝等構への同寮に力を添へ、其方共の願意相貫き候様に取計ひ遣すべし」と念比に諭しければ、

徒党の側は、昨年以来窮乏し耕稼の業も困難となり、扶持米の給付を嘆願してきたが全く相手にされぬ故この儀に及んだと述べる。兩人が、自分たちが責任を持つて公聴に上申すると約すと、彼等は大いに喜び一斉に引き上げた。筆者は総括してこう評する。

嗚呼此一件鹿野若者共の勤勞のなかりせば、彼鬼入道へ乱入せし乞民と合体して徒党の人数逐々増加し遂に大變の基とも成行べきを、若者共の為に其勢ひを摧れ狂猛の氣自屈し其暴威を恣にする亘を得ず、双方速に引とりけるは、是全郷中の若者共防御の力に因所なり。

一揆の党の「勢ひ」への注目は、他に例がある。鳥取藩元文四年（一七三九）の一揆を記した実録『因伯民乱太平記』では、因幡国八

東郡に集結した一団が、千代川に沿って打ち毀しを重ねながら鳥取城下へと移動するに従い破壊力を増幅させていった様を描いている。¹⁸⁾また、精神の高揚した相手と対峙しこれを収めるといふ点では、一揆ではなく敵討の例であるが、出雲国仁多郡で元禄六年(一六九三)に起こった事件を記した『木地谷敵討』が挙げられる。¹⁹⁾木地師の息子三助は父親の敵七郎兵衛を討ち取るや役所に届け出たが、縄を掛けられることを拒んだ。自分は相手方から返り討ちに遭うかもしれない、その前に母に報告したいというのであった。この時庄屋惣右衛門は三助に、「嘸本望手柄を致候」との言葉を掛け、且つ、たとえ彼等が返り討ちに来ても自分が必ず撃退すると言い放った。これにより三助は落涙しつつ承諾し縄を受けた。予想通り七郎兵衛の一族が詰め掛けたが、これに惣右衛門は「(三助は)最早御公儀の囚なれば、我儘の敵呼り思ひも不_レ寄」と切り返した。それは「物に動ぜぬ大丈夫、幾人表に向ふとも防ぎ兼ざる勢形に、恐れて進む物もなし」という様であった。かくてこの実録の筆者は、三助も七郎兵衛一族も共に心がせき立つ中、「此時惣右衛門なかりせば、命を失ふ者も多かるべきを、先づ「手柄」の一言に三助が怒りを和らげ、「囚」の一言に七郎兵衛が一族を退けぬる働き」であったと評価する。

鹿野の事件に戻って、徒党の一団の益々高ぶる「勢ひ」を、若者共は役人たちと連携の上、冷静な知慮を働かせつつ一歩も退かぬ構えを示して見事に収めた。筆者はこの、危急の場で發揮される人間の精神、それによる行動の如きものを記し留めたいと考えた。実録体の文章が採用されたのはそうした目的によるものであったと解される。²⁰⁾

六 記録し継承すること

『凶歳聞見録』は、鳥取県立図書館蔵、写本一冊。鳥取藩の天保七年(一八三六)飢饉に関連する諸資料を、二宮源蔵が収集編纂したものである。二宮は文化一三年(一八一六)に御帳奉行、文政五年(一八二二)に日記取調役、その後同一年に御旧法御定制等取調懸兼帯に任ぜられ、天保三年(一八三二)にかけて、初代藩主池田光仲以来の藩法を『御国御法度』に編纂した。同一〇年に在御吟味役となり、弘化五年(一八四八)老年により御役御免を願い出て認められ、安政四年(一八五七)に没した。²¹⁾本書の自序(年時は記さず)に、申年(天保七年)から翌年八月までの種々の情報を収録した旨を言う。

大概申年一ヶ年分時気晴雨、其外西ノ年八月迄異変、有司取計方等之儀、粗左之通これを記す。

二宮が藩の記録類に通じ在の事情にも詳しい人であったことが、本書成立の背景にはある。但しこれは、藩への上呈など公的な目的のもとに作られたもののようには見られない。この写本は末尾に「二宮達次郎所有ノ祖父源蔵有信書」と書き入れられ、二宮家に伝存した。あくまでも私的な編著であったと思われる。

留意したいのは、本書が決して雑多な書き留めではなく、幾つかのテーマに基づき関連情報を纏めていき、最終的にその全体を通じてこの飢饉とは如何なるものであったのが把握できるように作られている点である。主な内容は以下の通りである。「申ノ正月より酉ノ正月迄晴雨之事」では、当該時期の全日の天候について列記する。続いて「諸国損亡高之事」「御両国御損亡高之事」「御蔵之御納所高之事」で

は、諸国と因伯兩國の損耗の実態を数値を掲げて示す。ここまでは言わば基礎データの部分である。次に「公辺え御届之事」「江戸分品々被仰出之事」「大坂分被仰出之事」では、鳥取藩と幕府との間の連絡の記録を掲げる。これは公文書の写しである。「江戸大坂御国其外所々米相場大概」は経済状況、「他国分米穀御無心申来事」は他国からの救援依頼に関わる遣り取りの記である。このあと、領内における対応策、即ち施粥の行われた場所、拝借米や拝借銀の実態などを記す。食料援助、経済援助のことである。「所々に而行倒病死人之事」は人的被害の実態を言うもので、場所、性別、人数を記す。この他関連事項として、甲州の一揆、大坂における大塩の乱の事も収める。最後の「飢人之図」では、画図によって、飢餓のために体型の変じてしまった人、施粥場に詰め掛けた人々の様子などを克明に描く。今日で言えば写真や映像による記録に該当する。

本文二二四丁、画図九丁から成る労作であるにもかかわらず、二宮は、これを後世の者がどう用いるべしなどとは全く述べていない。しかしその意図したところは窺い知ることができる。本書の大部分は、掲げた如き淡々とした記録や文書の写しである。但しこれらに混じって「私に彫刻して在方え施し候食物拵方毒に当時薬法之事」という条がある。ここに収録するのは、二宮自身が天保七年九月に印刷配布した指南書の写しで、穀物の代替として食し得る草木の根、芽、実の一覧、毒に当たったときの対処法を記している。二宮は、飢饉を如何にして生き延びるかを終始考え続け行動もしてきた。ここに掲げる代替の食物について「つねに心がけてたくはふべき事なり」と言う。災禍には備えが必要である。但しそれは既に起こった事に関して、能う限りその全容を客観的に記録することから始まると考えていたのではな

いかと推測する。

七 終わりに——近世飢饉の記憶の近代への継承——

近世において飢饉を経験した人々は、自身の知るところを記述し後世へ継承しようとした。こうした考え方は近代に至って途絶えたのではない。第三節に掲げた『凶年記録』は、明治二十一年（一八八八）に木村小左衛門が作成したものであった。但し小左衛門は、天保七年飢饉を一一歳の時に実見したとして、自分を当時の人とする意識に拠っていた。

鳥取県立図書館に、『因伯飢饉の実際』と称する一書が伝わる。これを記した遠藤董は、近代鳥取の学校教育の整備、図書館の設置などに尽くした人として知られる。その序に次のように言う。

本書は梶川正温氏の東伯郡長たりし比集録せられしものにして、深く饑饉凶年の有様を既往に鑑み将来を警戒せしめんとする意にて、其實際を画工に命じて慘憺たる情況を一層切ならしめたり。予其画をも写し得たれ共、今散逸して此巻に綴る能はざるを遺憾とす。偶（たまたま）藤岡吉平氏の印刷せる図を得たれば、巻尾に附し其一端を補ふ。

日付は「大正八年（一九一九）八月立秋の日」とある。元になったのは、梶川正温が集めた天保七年飢饉に関する資料であり、そこには画図が添えられていた。遠藤はその全体を書写していたが、画図の部分が散逸してしまったので、代わりに藤岡吉平の印刷した図（後述）を加えたのである。続いて、梶川正温による原序が収められる。

天保七申ノ凶年当時ノ景況何カ書キ遺シタルモノハ無キヤト色々

探索セルニ得難シ。偶々河村郡橋津村某方ノ古櫃ヨリ出タル反古ノ中ニ古冊子ノ前後ハ破レ失セタルニ中程読ムベキモノアリトテ、去ル篤志ノ人ヨリ寄セラレタリ。閲ルニ恰モ之レ申年凶荒ノ大概ヲ記載セルモノナリ。所謂今日ニ絶テ無フシテ稀ニ有ルモノナラン乎。依テ之ヲ左ニ活刷シ、人ヲシテ弥々凶年ノ畏ル可キヲ知ラシムルノ一助ニ供スルモノナリ。

梶川は天保七年飢饉の実態を記した資料を探索した。そして漸く古櫃から出た古冊子を手しこれを写した。右の序に続いて収録する文章がこれに該当するかと思われる。語り手の名は記されないが、「既ニ予数年来病ノ床ニ臥シ重キ頭ヲ傾ケ、伴五男富五郎へ筆ヲ取ラセ紙墨ノ費ヲ不顧前件飢饉時疫ノ細事書セ置事、偏ニ子孫ノ者ドモ心得ノタメナリケルゾ」とし、また当飢饉の際に尾崎家から大恩を受けたことを強調している。尾崎家(現東伯郡湯梨浜町宇野)は、近世大庄屋等を務め、その住宅が国指定重要文化財となっていることでも知られる。この語り手が梶川の言う橋津村(現同町橋津)の人であれば、尾崎家とは近接の位置関係になる。なお本書にはこの他に、梶川自身が聴き取ったものと思われる記録が収録されている。一例を挙げると、「天保年間凶歳ノ景状概略」は、その末尾に「右ハ八橋郡籠津村河本芳藏氏ノ祖母本年八十五歳ノ老人ナルモノ述ル所ノ概略ヲ筆記ス」としている。やはり近世において大庄屋等を務めた河本家(現東伯郡琴浦町籠津)一三代芳藏の祖母から聴き取ったのである。梶川は、弘化元年(一八四四)に生まれ、最後の藩主池田慶徳の側近を務め、明治に入ってからは鳥取県の諸職、気高・東伯等の郡長を歴任し、昭和九年(一九三四)に没した⁽²⁾。確かに近世後期の生まれではあるが、天保七年飢饉に関しては、自分は一世代後の者という意識に立っている。

遠藤董(嘉永六年(一八五三)―昭和二〇年(一九四五))も同様の考えのもと、散逸した画図の写しに代えて、倉吉出身の社会運動家藤岡吉平が明治二八年(一八九五)に作成した「飢饉の戒」なる絵入の刷物を綴じ込んだ。これは天保七年飢饉を中心に近世の飢饉の惨状を記し、食料の備蓄の不可欠を説くものである。梶川も遠藤も、語り継ぐ人⁽³⁾という自覚に突き動かされてかかる営みを行っている。

本稿で取り上げた資料以外に、山陰には、石見の『大田南北在町騷動記』(天明三年飢饉による銀山領での騷動)、隠岐の『凶年蔵土穂』(宝暦五年(二七五五)、天明四年(二七八四)の飢饉)はじめ諸資料が伝存する。資料自体の掘り起こしを更に進めつつ、そのそれぞれにおける執筆意図についても探究していかなければならない。

注

- (1) 『新修鳥根県史 史料篇2(近世上)』(鳥根県、一九六五年)所収。
- (2) 田中則雄「地方における実録の生成——因幡・石見の事例に即して——」『説本論考』(汲古書院、二〇一九年)所収。
- (3) 『松江市史 通史編4(近世II)』(松江市、二〇二〇年)。
- (4) 『旧鳥根県史編纂資料 近世筆写編九五』(鳥根県立図書館蔵)に拠る。
- (5) なおここで飯石郡神門郡の一揆は「翌辰(天明四年)ノ春」の如く記しているが、正確には三年正月である(次節参照)。即ち二年に出雲地方を襲った洪水、凶作に起因するものである。
- (6) 注1前掲『新修鳥根県史 史料篇2(近世上)』所収。その底本と思われる写本の複写が鳥根県立図書館に所蔵されており、これをも併せて参照した。
- (7) 神門郡で打ち毀しに遭った者の名を、本書では「森田、源兵衛」とするが、正しくは森広、源兵衛であり、ここではこれに改めて記した。次の注8に掲

ける『出雲の歴史』では、本書の後半部において森広幾太が同情的に描かれることから、筆者は幾太と近い関係の者であり、よって同じ森広一統の者が打ち毀しに遭ったと記すことを避けようとして改変したものと推定している。

(8) 『出雲の歴史』(講談社、一九七七年)。

(9) 『出雲市大津町史』(大津町史刊行委員会、一九九三年)。

(10) 若尾政希『百姓一揆』(岩波新書、二〇一八年)では、本『雲国民乱治政記』について、智仁勇を兼備する領主松平治郷によって事態が收拾される話という形を取る点などを挙げて、『太平記』、及びその注釈・評論の書として近世に流布した『太平記評判秘伝尺鈔』の影響を指摘し、他の地方で成立した一揆を素材とする書と関連付けながら、一揆物語という表現様式を備えるものの系譜として捉えている。かかる観点からの更なる探究も今後必要となる。

(11) 注3前掲『松江市史 通史編4 (近世II)』では、異人を登場させたのは、発頭を明らかにしないための工夫のほか、一揆勢にとっては神の使いと見られる人を出すことで権威や正当性を主張する意味があったという解釈が示されている。

(12) 注1前掲『新修島根県史 史料篇2 (近世上)』所収。その底本と思われる写本の複写が島根県立図書館に所蔵されており、これをも併せて参照した。

(13) 『恐惶語伝帳 堪忍帳』は、前掲『出雲の歴史』等によると、出雲市西林木町有富家蔵。なお複写が島根県立図書館に所蔵されており、これに拠った。(14) なお厳密には、森広幾太の赦免に関して、『雲国民乱治政記』では、「(天明四年)正月廿五日に御免被仰付、翌廿六日日出度宿所へ帰参する」としており、若干早い。

(15) 写本の複写が島根県立図書館に所蔵されている。

(16) 大津の騒動に言及する資料として、この他に『年々飢人芳留帳』、『天地家用録』、『百姓騒動御法御書附写』等がある。注9前掲『出雲市大津町

史』では、かかる諸資料を用いつつ、この騒動に関して史実の解明という観点から論究している。なお付言すれば、松江藩側の資料、御徒文書67(御徒旧例)に、天明三年正月二六日、騒動発生を受けて、神門郡へ荒木茂六、富永又八が、飯石郡へ白倉儀兵衛、中村半兵衛が遣わされたとある。また同二月六日、「左之両人、森広幾太儀御吟味之儀有之、御勘定所へ罷出候事 / 吉岡長兵衛、玉井十助」と、森広幾太の取り調べが行われ、同四月二三日には、右の荒木、白倉が、「当春百姓共及騒動候節吟味申付候処、精出し相勤候」とて褒美を与えられており、この頃一旦決着させようと図っていたように窺える。

(17) 依拠した鳥取県立図書館蔵本(写本一冊)は、池田家旧蔵、鳥取藩史編纂のために筆写収集したもの。外題・内題とも「大平茶話」。その原本と見られる写本(「修道館」の蔵書印有り。熊谷家蔵)の第一丁の写真が『鹿野町誌 上巻』(鹿野町、一九九二年)に掲げられており、内題「大平茶話」とある。いまこの表記による。

(18) 注2前掲論文参照。

(19) 田中則雄「出雲国仁多郡木地谷敵討の実録」(注2前掲書所収)。ここでは同論中に引用した(中島本)の本文に拠る。

(20) 鳥取藩政資料『在方諸事控』(鳥取県立博物館蔵)嘉永四年六月二〇日の条に掲げられる当事件に関する記述の中に、「(徒党の者共)引取候に付、若者共儀者夜通し見送り等致し、いづれも心得方直段御郡役共申達し神明之至に付、為御褒美当米六俵被遣候」と、鹿野の若者共の尽力が藩から高く評価されたことを述べている。本書はこのことの内実を記したのである。

(21) 二宮源蔵の事蹟については、鳥取藩政資料『家老日記(控帳)』、『藩士家譜』(共に鳥取県立博物館蔵)、藩法研究会編『藩法集2 鳥取藩』(創文社、一九六一年)、同10『続鳥取藩』(同、一九七二年)解題に拠る。

(22) 梶川正温の事蹟については、『鳥取県人名鑑』(鳥取新報社、一九三〇年)、『鳥取県大百科事典』(新日本海新聞社、一九八四年)等参照。

資料の引用にあたり、下記の処理を行った。

一、漢字は原則として現行通行の字体を用いた。

一、原本における有無如何にかかわらず、新たに濁点、句読点、返り点を付し、発話部分に「」を補った。

一、原本にある振り仮名は読解上必要と思われるもの以外は省略した。一方読みにくい漢字には新たに振り仮名を()に入れて補った。

一、誤字、誤記についてはママと傍記した。なお適宜、該当する字の右傍に()に入れて正しい字を示した箇所もある。単純な誤りについては、断らずに正しい字に改めた。

一、脱字は()に入れて該当箇所に補った。

一、傍線、傍点、()による語句の補記等は、全て稿者による。

本稿を成すにあたり、板垣貴志氏、小林准士氏より多大なる御教示を賜った。資料調査に関して、鳥根県立図書館郷土資料御担当各位、公益財団法人手銭記念館学芸員佐々木杏里氏、鳥取県立図書館郷土資料御担当各位、鳥取県立博物館学芸員大嶋陽一氏の御高配に与った。記して深謝申し上げる。

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域の文学・歴史関係資料の研究と活用に関するプロジェクト」(二〇一九～二二年度、代表・田中則雄)、JSPS科研費二一K〇〇二六四「地方実録の展開と享受に関する基礎的研究」の研究成果の一部である。

Records, Reports, and Historical Novels of Famine in the San'in Region during the Early Modern Period: Describing and inheriting the memories of a disaster

TANAKA Norio
(Faculty of Law and Literature)

[Abstract]

Written material describing famines and revolts during the early modern period, were produced based on the unique authorial intentions of an individual writer. Often, writers contemplated the characteristics and essence of an incident or situation, in order to fully grasp them, and accurately narrate the event to future generations. On the other hand, some of them were dedicated to simply recording facts in a straightforward manner. In addition, it can be confirmed that the conscious desire of wanting to inherit the memories of disasters continued into the modern era. The above will be discussed through materials from the San'in region during the early modern period.

Keywords: historical novels, early modern novels, famines, revolts